

熊本県公立大学法人の業務運営等に関する規則（仮称）案について

1 概要

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定において、「設立団体の規則で定める」とされている事柄等について、具体的な手続等を定めるもの。

2 記載内容

趣旨

業務方法書に記載する事項（法第 2 2 条 ）

中期計画の認可の申請（法第 2 6 条 ）

中期計画に記載する業務運営に関する事項（法第 2 6 条 ）

年度計画に記載する事項等（法第 2 7 条 ）

各事業年度に係る業務の実績報告（法第 2 8 条 ）

中期目標期間終了後の事業報告書に記載する事項（法第 2 9 条 ）

中期目標期間における業務の実績報告（法第 3 0 条 ）

会計処理（地方独立行政法人会計基準第 1 章第 1 1 節）

財務諸表（法第 3 4 条 ）

財務諸表等の閲覧期間（法第 3 4 条 ）

剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の手続き（法第 4 0 条 ）

積立金の処分に係る承認の手続き（法第 4 0 条 ）

納付金の納付の手続（法第 4 0 条 ）

納付金の納付期限（法第 4 0 条 ）

短期借入金の認可の申請（法第 4 1 条 ）

重要な財産の処分等の認可の申請（法第 4 4 条 ）

附則

施行期日

会計処理の特例